

申請に対する審査基準・標準処理期間

件 名	社会福祉法人の設立認可
根拠法令及び条項	社会福祉法第31条第1項
所 管 部 課 名	健康福祉部 福祉課
概 要	主たる事務所を御前崎市内に置き、行う事業が御前崎市内を超えない社会福祉法人を設立しようとする場合、社会福祉法第31条第1項各号に規定される事項を定款に定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について御前崎市長の認可を受けなければなりません。 なお、事前審査が必要となりますので、あらかじめ健康福祉部福祉課に御相談ください。
審 査 基 準	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領を適用します。
標 準 処 理 期 間	90日 ただし、次に掲げる日は除きます。 1 土曜日及び日曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日
備 考	